

議案第 6 0 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四
万十町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第24条第 2 項第 2 号中「法第34条の20第 1 項第 4 号」を「法第34条の20第 1 項第 3
号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。